

議案第32号

北上市歴史の広場条例の一部を改正する条例

北上市歴史の広場条例（平成7年北上市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第4条 縄文館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日（その日が前号に掲げる休館日に当たる場合は、その翌日）</u></p> <p>(3) 12月1日から翌年の3月31日までの日（<u>前号</u>に掲げる日を除く。）</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 縄文館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日 <u>（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日）</u></p> <p>(2) <u>休日にあつては翌日とし、その日が日曜日、土曜日、休日及び前号に掲げる休館日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その翌日以降の日であつてその日に最も近い日曜日等でない日に代えるものとする。</u></p> <p>(3) 12月1日から翌年の3月31日までの日（<u>前2号</u>に掲げる日を除く。）</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

多くの入館者が見込まれる休日を開館日とするため、所要の改正をしようとするものである。